

子育て支援の各種手当

今号の広報みほでは、子育て支援の様々な手当のうち、児童扶養手当と特別児童扶養手当、母子父子福祉住宅手当について皆さんにお知らせします。

※どの手当も受給するためには申請が必要となります。

(各申請書は役場福祉介護課にあります)

◇お問合せ 役場福祉介護課 ☎ 8 8 5 1 0 3 4 0 内線 1 1 1



児童扶養手当とは

父または母と生計を共にしていない児童の健やかな成長と生活の安定、自立を促進するための手当です。

《対象》

次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合や公的年金の受給額によって、受給要件が異なります。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める程度の障害にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

・母が婚姻によらないで懐胎した児童

※児童扶養手当における「児童」とは、18歳に達してから最初の3月31日までにある方をいいます。ただし、特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害がある場合には、20歳未満までの方が対象となります。

《手当の額(月額)》

対象児童数	手当の額
1人	4万1430円
2人	4万6430円
3人	4万9430円
3人超	一人につき30000円加算

※所得による支給の制限(一部または全額)があります。

◎現在、児童扶養手当を受給している方へ

次のような場合は、児童扶養手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま支給を受けた場合、その期間の児童扶養手当は全額返還していただくことになります。

- ・婚姻の届出をしたとき
- ・婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係(男性と同居、または同居がなくとも頻繁な訪問があり生活費の援助がある場合)になったとき
- ・受給者本人や児童が年金を受けることができるようになったとき
- ・児童が児童福祉施設に入所したり、転出したことなど

により、受給者が監護または養育しなくなったとき
・その他支給要件に該当しなくなったとき

特別児童扶養手当とは

精神、知的または身体に障がいのある児童を監護する方に対し、手当が支給されます。

《対象》

次のいずれかに該当する20歳未満の児童(障害年金等を受けている方および児童福祉施設に入所している方は対象外)を養育している方。ただし、児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいない場合は受給できません。

▼特別児童扶養手当1級

・障害の程度が身体障害者手帳の1級・2級程度(内部的疾患は例外があります)

・療育手帳の判定がA・A程度の知的障害、または1級程度の精神障害

▼特別児童扶養手当2級

・障害の程度が身体障害者手帳の3級程度(内部的疾患は例外があります)

・療育手帳の判定がB程度の知的障害、または2級程度の精神障害

《手当の額(1人/月)》

区分	手当の額
1級	4万9900円
2級	3万3230円

※所得による支給制限があります。(全額)

母子父子福祉住宅手当を支給します

村では、借家住いの母子家庭と父子家庭の方に対し、母子父子福祉住宅手当を年2回、9月と3月に支給しています。

《対象》

美浦村に住所を有し、次の両方に該当する「母子家庭または父子家庭」の方

- ・自家住宅を所有せず、借家住いで賃貸借している方
- ・児童扶養手当の当該年度における所得制限の範囲内にある方

《手当の額》

・月額40000円

《申請方法》

申請書、賃貸契約書の写し、家賃に係る領収書の写し、印鑑、振込先の分かるものをお持ちになって、役場福祉介護課へ申請してください。(申請も年2回必要です)

*申請期限 3月13日(金)